

稲美町土地利用調整基本計画（素案）に対する町民意見募集(パブリックコメント)結果について

No.	意見箇所	ご意見	町の考え方
1	第2章 稲美町の概況と課題 (4)交通状況 P7	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共交通」の概念をこの計画案では「バスのみ」としているようだが、「タクシー」も公共交通手段に含む考えもあり、「稲美町地域公共交通計画」では表現に配慮している。そのため、この計画案でも違った表現をされたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、「稲美町公共交通計画」ではタクシーを公共交通機関に含む考え方を採用しており、本計画でも他計画との整合を図るため、表現を修正します。
2	第3章 土地利用の基本方針と土地利用区分 3)土地利用区分設定の基準 P30	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設や資材置場等の区域は、土地利用調整系区域とされており、”立地を抑制すべき区域”となっています。この区域では太陽光発電施設の固定買取制度終了後もそのままの土地利用をせざるを得ないこととなるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用調整系区域では太陽光発電施設や資材置場等を”立地を抑制すべき区域”として位置付けていますが、そのままの土地利用を強制するものではありません。既存の土地利用の目的が終了した場合は、必要に応じて周辺環境等に配慮しながら、跡地利用を誘導します。